

第7期介護保険事業計画・

高齢者福祉計画

●問い合わせ 高齢福祉課 (☎34-3213 ☎34-3016)

保険課 (☎34-3215 ☎39-2523)

介護保険で行う公的サービスとインフォーマルサービス(民間事業者やボランティア等が行う介護保険制度に基づかないサービス)とが一体的に結びつき、高齢者の在宅生活・自立生活を支える仕組みの構築を目指し、平成30年度から32年度までを計画期間とした、第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

主な施策

- 介護予防・重度化防止の推進**
 - ・自立支援、重度化防止を意識した、市民や事業者の活動の啓発を行います。
 - ・地域包括支援センターの機能を強化します。
- 認知症施策の推進**
 - ・認知症の正しい理解と支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ・相談体制を充実し、早期発見・早期対応のための仕組みづくりを進めます。
- 生活支援体制整備の推進**
 - ・人材育成、地域のニーズ把握等を行う、第2層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を市内35

○住環境整備の推進

地区に順次配置します。
 ・できるだけ住み慣れた自宅での生活が継続できるように住環境の整備を推進します。

介護保険料の改定

介護保険制度では、3年ごとに介護サービスに係る費用の見込みを基に介護保険料の見直しが行われます。

今回の第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料が改定されました。65歳以上の方の保険料の基準額は、月額5694円から5890円(月額6万8330円から7万6800円)に改定されます。
 ※下表のとおり

【29年度まで】

段階	対象者	料率	公費負担	公費負担後の料率	年額(円)(月額)
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50	0.05	0.45	3万740円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.70	—	0.70	4万7,830円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	0.75	—	0.75	5万1,240円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	—	0.90	6万1,490円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	1.00	—	1.00	6万8,330円(5,694円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	—	1.15	7万8,570円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.25	—	1.25	8万5,410円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.45	—	1.45	9万9,070円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	1.60	—	1.60	10万9,320円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方	1.80	—	1.80	12万2,990円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	1.90	—	1.90	12万9,820円

【30年度以降】

段階	対象者	料率	公費負担	公費負担後の料率	年額(円)(月額)
第1段階	生活保護を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、または世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50	0.05	0.45	3万1,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	0.70	—	0.70	4万9,470円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階から第2段階に該当しない方	0.75	—	0.75	5万3,010円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.90	—	0.90	6万3,610円
第5段階	本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	1.00	—	1.00	7万680円(5,890円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.15	—	1.15	8万1,280円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.25	—	1.25	8万8,350円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.45	—	1.45	10万2,480円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.60	—	1.60	11万3,080円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の方	1.80	—	1.80	12万7,220円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	1.90	—	1.90	13万4,290円

※30年度以降は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を控除して保険料段階を判定します。また、第1段階から第5段階を判定するときは、公的年金等雑所得も控除します。

保険料に関する Q&A



Q 保険料は、なぜ上がるのですか？

A ① 高齢化の進展、介護サービス利用者の増加による影響

介護保険料は、「給付と負担」のバランスで決まります。介護サービスの利用が多くなれば、保険料は上昇する仕組みです。

今後、介護サービスを必要とする方の増加が見込まれるため、30年度から32年度（第7期）において、保険料を増額改定します。

■ 高齢者人口(第1号被保険者)・認定者数の推移 (単位：人)

年度	第6期介護保険事業計画(実績)			第7期介護保険事業計画(見込み)		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
高齢者人口	6万4,908	6万5,547	6万5,790	6万6,022	6万6,257	6万6,486
認定者数	1万2,431	1万2,143	1万2,320	1万2,364	1万2,402	1万2,422

■ 介護保険サービス給付費の推移

期	第5期実績 (24~26年度)	第6期計画 (27~29年度)	第7期計画 (30~32年度)	第7期計画内訳		
				30年度	31年度	32年度
給付費等	561億497万1000円	588億9,790万8,000円	620億3,713万3,000円	200億7,193万9,000円	206億6,578万6,000円	212億9,940万8,000円

A ② 負担率の改正による影響

国の制度改正によって、30年度から介護保険制度の財源に占める保険料負担割合が変更され、40歳から64歳の方の負担割合が28%から27%に減ったことにより、65歳以上の方の負担割合が22%から23%に増えました。

Q 保険料は、どのように決まるのですか？

A 基準額と前年所得によって設定

介護保険料は、松本市全体で必要な介護サービス費用に応じて基準となる額が定められ、その基準額を基に、前年所得に応じた保険料段階が設定されています。

松本市の保険料段階は、国の基準段階（9段階）を11段階に細分化し、よりきめ細かい設定としています。

Q 月額保険料が7月以降変わるのなぜですか？

A 29年の所得によって算定するため

納付方法は、普通徴収（口座振替、納付書による納付）と特別徴収（年金からの天引き）があります。

普通徴収の方の4月から6月まで、特別徴収の方の4、6、8月の納付額は、28年の所得を基に今までの保険料額で仮の算定を行い、4月に通知しています。

7月以降の保険料は、29年の所得に基づき、正式な額を算定します。普通徴収の方は、7月から本算定により決定した正式な保険料額でのお支払いをお願いします。特別徴収の方は、10月の年金から変更となります。